

「いしかわ子どもの権利基本条例（案）」の パブリックコメントで寄せられた意見の概要について

1 実施期間

令和 7 年 7 月 2 5 日（金）から 8 月 2 5 日（月）

2 寄せられた意見の概要 5 1 件（2 5 名）

＜意見の例＞

○条例案に関する意見

- ・ 子ども自らが子どもの権利の理解を深めることが重要。大人が、子どもが被害者にならないよう見守ることも必要だが、子ども自身が、何かあった時に、この状況がおかしいと気づくことができることが必要
- ・ 条例は石川県の子どもにとって必要。能登地震で辛い思いをしている子どもに寄り添うためにも、また、子ども自らが思いを発してよいということを伝えるためにも条例は今石川県に必要
- ・ 県、市町、保護者、学校、県民と多様な人が心がけるべきことが明記されている条例案であり、自分が子どものために何を行えるのかを考えるきっかけとなる など

○子ども施策に対する提案

- ・ 子どもの権利の普及・推進に学校の関与は欠かせないため、教育委員会と連携しながら進めるべき
- ・ 意見表明・社会参加の促進について、具体的にどのような環境を整備するのか
- ・ 子どもが健やかに成長するためにも子どもが安心していられる居場所づくりが必要 など

○その他

- ・ 有識者会議が開催されたとのことだが、誰が参加したのか
- ・ 条例の制定にあたり、子どもから意見を聴く必要があるが、どの層からどのように聴取したのか など

3 結果の公表

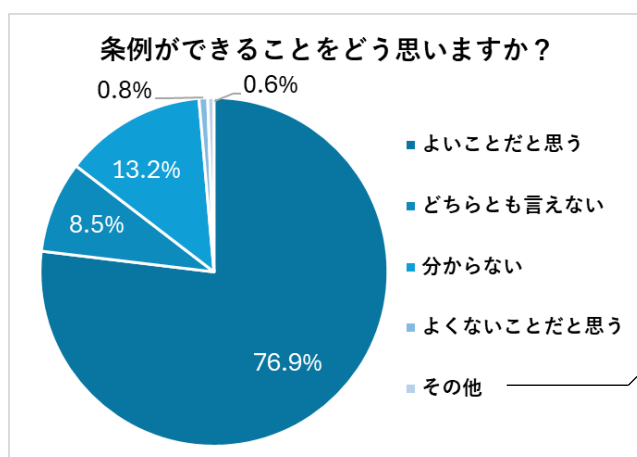
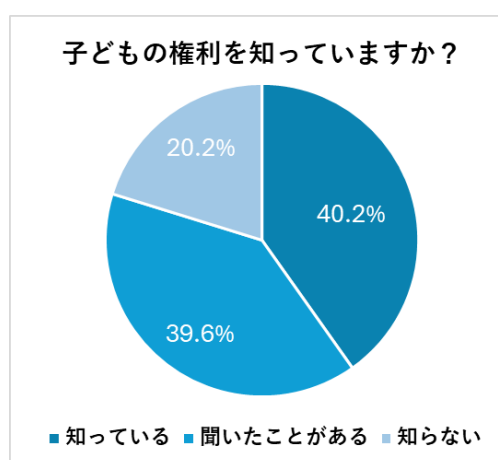
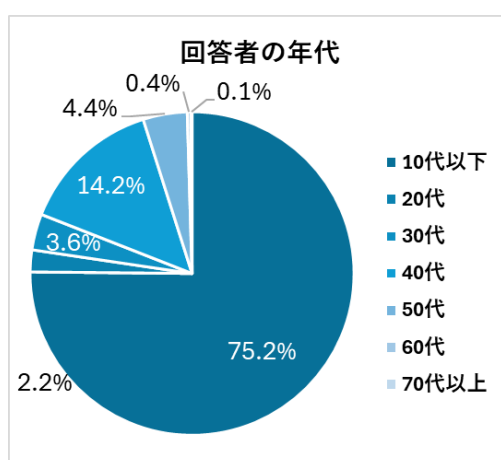
寄せられた意見及びそれに対する県の考え方は、石川県県民意見募集制度（パブリックコメント）指針に基づき、条例の制定に併せて公表

「いしかわ子どもの権利基本条例」の制定に向けた 普及啓発の実施状況（概要）

- 1 県ホームページ、SNSによる情報発信
これまでの検討経過等を掲載・発信
（県ホームページ掲載内容の詳細は別添）



- 2 県民向けアンケートの実施
 - ・実施期間：令和7年9月10日～11月30日
 - ・10月末時点の回答状況（回答数：約4,700件）



○その他（自由記載）

- ・大人の自由の権利が剥奪されるならよくないことだと思うし、そうじゃないなら良い事だと思う
- ・子供を守ることは大切だが、守りすぎると子供は弱くなる
- ・条例は強制力がないからつくっても意味無いのではと思う など

- 3 県民向けイベントでの周知

県障害者ふれあいフェスティバル（9/28）、児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン（11月）、キッズケアいしかわ（11/8 予定）、子育て支援メッセージいしかわ 2025（11/16 予定） など

- 4 公聴会の開催結果（概要）

資料 1 - 3 のとおり

石川県・石川県子ども政策審議会公聴会 「子どもの権利に関する意見交換会」の開催結果（概要）

【開催概要】

日 時 令和7年11月2日（日）13：00～15：20

場 所 石川県庁1階101会議室（金沢市鞍月1-1）

テーマ いしかわ子どもの権利基本条例（案）について

出席者 県民11名（高校生4名、中学生2名、大人5名）

県子ども政策審議会委員13名

（田邊会長、大畑、奥野、桶川、高木、中黒、新澤、野口、前田、村上、守、屋島、横川）

※敬称略

石川県健康福祉部 少子化対策監、子ども政策課長

1 子どもの権利に関する自身や周囲の意識や考え方、これまでの経験について

（1）中高生

①子どもの権利について周囲と話したことがなかったが、この意見交換会への参加にあわせて家庭や学校で話すことができた。

②子どもの権利について話し合ったことがなく、条例が作られることも知らなかった。

大人の方は人生経験が豊富なので、自分の考えが正しい、こうあるべきという考え方を持っている人が多いと感じるが、それを子どもに押し付けると子どもは「そうするしかない」と考え、自分の意見を言えなくなる。

③小学校の先生から「どんな子どもでも平等に守られる権利がある」と教わった。

家庭や学校でもっと子どもの意見をしっかり聞いてほしい。学校のルールや活動で子ども達の声をもっと反映されるとよい。子どもが自分の考えを自由に伝えることは、安心感や自信につながる。

④先生が、子どもの話を聞く前に勘違いで怒ったと聞いたことがある。怒る前に子どもの話を聞いてどこが良くなかったのかを具体的に説明することが大切。

子どもの意見や夢を聞かずに、大人が子どもの進路を決めていると聞いたことがある。

⑤生徒会活動で、SNSトラブルや校則について生徒から意見を募る機会が少ないとの意見が出ていた。

学校・政治・地域で子どもの意見を言う機会が少ないので増やしてほしい。子どもならではの斬新な発想や素直な表現を取り入れた方が、大人が問題に気づきやすくなり、皆が安心して暮らせる社会につながる。

⑥公民の授業で子どもの権利について学んだが、ニュースでいじめや家庭の問題で自分の意見を言えない子がたくさんいることも知った。

学校で意見を言うときには緊張するが、先生が、間違っても大丈夫だから、自信持って言ってみたらと言ってくれて、自信を持って意見が言えてとてもうれしい気持ちになった。

子どもが安心して意見を言える環境にするには、ちょっとした言葉や態度で変わる。家庭や学校で話し合う時に少しでも前向きな言葉を使うことで、安心して子ども達は意見を言うことができる。そうすることで、子ども達は自分の意見を社会で伝えていけるようになり、自分に自信がつき自分の力で将来生き抜いていくことにつながる。

(2) 大人

- ①小学校教員として勤務していた際、子どもの人権を守る授業づくり・学校づくりに取り組んできた。
- ②子育て支援に関わるまでは子どもの権利を深く考えたことがなかった。多くの方は、子どもの権利をあまり認識していない。社会の中で子どもが守られる権利が軽視されていると感じる場面が随所にある。
- ③重症心身障害児の子を育てる中で、障害者差別や人権侵害を意識してきた。
- ④子ども達は子どもの権利についてあまり知らないと実感している。子どもの権利を守るボランティア団体の活動の中で、子どもは大人に話しても現状は変わらないという諦めの気持ちがあるのではないかと感じている。
不登校の子も含め広く知らせるにはどうしたらよいかと考えている。
- ⑤子どもの権利という言葉は知っていたが説明ができなかった。条約は難解で理解できず、町内会の会議で聞いてもほとんどの人は知らなかった。
子どもの権利というと、では子どもの義務はあるのかと調べたが、子どもに義務はなく、義務は親が負うものと知り、理解できた。
子どもの意見を聞くのは話すよりも訓練が必要で、大人がもっと勉強していくためにはこの条例が足掛かりになる。

2 子どもが安心して意見を言えるために大切なことについて

(1) 中高生

- ①大人が子どもの意見を尊重する姿勢を見せること、小学校から意見交換の機会を持ち、意見を自由に言い合う訓練をすることが必要。
意見を交わすことと批判することが違うことも知ってもらいたい。
- ②対等に話を聞いてくれるような大人とであれば、安心して子どもも自分の思っていることを正直に言える。
- ③周りの人達が子どもの意見を聞き入れることが大切。子どもは様々なことに興味を示すが成長するにつれて忘れてしまうので今がチャンスと思う。
- ④子どもは家庭で虐待を受けていてもそれが当たり前だと思ってしまうので、どこからが虐待なのかガイドラインを作り、子どもだけでなく大人にも周知させることが大事。

- ⑤親や周りの大人に子どもだからと話を最後まで聞いてもらえなかったと友達から聞いた。子どもの話を途中で止めないでほしい。最後まで聞いてくれるだけで、私達は安心して意見を発信することができる。
言葉だけでなく、文字や絵など意見を出せる多様な方法があれば、話すことが苦手な子も含め、より多くの意見が集まる。
- ⑥環境や年齢に応じ子どもと一緒に考えて選択できるようにサポートすることが大切。子どもが意見を受け入れられない場合、その理由をしっかりと伝え、理解してもらうことが子どもの学びにもつながる。
子どもの意見を聞きたいと尊重してもらうことで、あたたかい雰囲気になり、意見が盛り上がる。そうした環境が大切。

(2) 大人

- ①各学級での温かい雰囲気づくり、人間関係づくりに努めること、また小学生には子ども版を使いながら説明する時間をしっかりと取り、これを継続することが大事。
- ②安心して言える環境を作ることが大事。誰かにコントロールされず、何か意見を言っても最初から否定されることがない、守られた環境を作るのは大人の責務だと考える。
子どもの話を聞くには、大人が同じ目線に立ち、信頼関係を築くことが大切。こじんまりした場で、自身が子どもだった頃を思い返しながら接する姿勢が必要。前向きな声かけが安心感につながるので、もっと使っていきたい。
- ③身近な所で子どもの権利について話し合いができるよう、子どもだけでなく、大人が変わらなければならない。
- ④まずは大人が子どもの権利について知ることが大事。子どもは大人の半人前と思っている人がまだおり、子どもは権利の主体であることを広く伝えていく必要がある。
子どもが相談してもいいんだ、意見を言ってもいいんだと思うためには、フレンドリーな雑談の中で子どもの意見を拾うこと、どんなことを言っても大丈夫という雰囲気づくりが大事。
子どもの意見を聞くには、県の人子どもたちに会いに行く方が、子どもたちにとっても意見が言いやすいのではないか。
- ⑤子ども時代の経験から、聞いてくれる誰かがいたら安心できたと思う。大人が手を差し伸べるチャンスがあれば素晴らしい。

3 いしかわ子どもの権利基本条例（案）について

(1) 中高生

- ①（前文について）子どもの権利保障を県民全員に協力してもらうためには、知らない人にちゃんと知ってもらう必要がある。

- ②この意見交換会がきっかけで初めて条例を知った。子どもに関係する条例なので多くの子どもに知らせるべき。

すべての意見を採用するのは難しいと思うが、多くの子どもの意見の募集や、小学校の授業の一環など、子どもと意見交流する場をたくさん設け話し合う機会があってもよい。

（前文について）大人目線の文章が多い。

- ③条例制定の背景は、児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーといった状況の深刻化だと知った。そういう人達のことを理解し、大人達がその状況を受け入れ支えることが大切。

（前文について）高校生や中学生でもわかるように、文をもう少し柔らかくしたらよい。

- ④条例により子どもが安心して意見を言えるようになるだけでなく、大人も子どもの気持ちや考え方に耳を傾けるきっかけになる。子どもと大人がお互いの考えを尊重しあうことで思いやりのある温かい社会になってほしい。

（前文について）子どもだけでなく大人も含め石川県民全体がお互いの意見を尊重することも書いたらよい。

- ⑤（前文について）「社会の宝」、「様々な個性や能力」という素敵なワードがたくさんあるが、小さい子や障害のある人も分かるよう図や絵を用いて示したら皆が読みたくなると思う。

- ⑥この条例で、子どもの意見がもっと大切にされるようになってほしい。動画やわかりやすい資料を使うことで、子ども達に共感してもらえ。この条例を作って、全ての子どもたちが幸せを感じながら、自由に言いたいことが言えて、やりたいことに挑戦できる、そういう社会、石川県になってほしい。

（前文について）「あらゆる差別」の所など抽象的なので、具体化することでより伝わりやすくなるのではないかな。

（２）大人

- ①（前文について）「子どもは社会の宝」を大人全員が認識し、共有したい。条例を制定することによって、私たち大人自身も、子どもの権利への理解を深めるとともに、大人の責任を確認する良い機会になる。

- ②条例は、特に基本理念や保護者の役割などよく考えられている。

ただ、どんなに立派な条例を作っても、実行されないのであれば、作った意味が半減される。条例を作ることが目的でなく、子どもの権利を守ることが大人の責務として、しっかりと認知されることが大切。

（事業者の役割について）書きぶりに特に違和感はなかった。世の中の風潮、社会全体がそうしたところを目指しており、こうなってほしい。

- ③広報啓発を頑張してほしい。学校の先生をはじめとした大人に広く周知し、子ども・子育て団体は民間だけで頑張っていくことは難しいので、行政が引

っ張って行ってほしい。各市町にこの子どもの権利が行き渡るように県として主導してほしい。

今後市町にも作るよう呼びかけなど県が主導して行ってほしい。

（事業者の役割について）ワークライフバランスが叫ばれている中、仕事が終わって自分の好きなことをして家に帰らないというのは違うと思うので、

「子どもに対する時間を十分に確保できるよう」は入っていた方がいい。

- ④子どもの定義の「心身の発達の過程にある者」は、年齢が書かれていないため疑問を感じたが、その年齢を超えた方でも発達過程にあるとするならそれもありかなと思った。

目的と基本理念の順番も、企業で言えば理念が先にあるべきで、逆ではないかと思った。

条例が一日でも早く制定され、政策が具体化されることを願っている。

（事業者の役割について）読んでそのまま受け止めた。休みがとれたり定時に帰れるよう進めることは大事。

4 その他の意見

（1）中高生

- ①（広報について）学校に若者が集まっているので、先生も交えた意見交換の機会を設ければ、多くの人に条例を伝えられる。学校に通っていない人や特別支援学校の生徒も含め、誰もが条例について話し合える機会を設けることが良い。
- ②（広報について）学校で生徒が話すだけでは広まらないので、話し合った後にポスターなどにして地域の人に見てもらうようにしたらよい。
- ③（差別された経験について）女子の制服がスカートか長ズボンかについて陰で言っている人を見かけた。
- ④（学校のルールについて）自分の学校では会議をする時間がもらえて、男子がスカートをはいてもいいのではなどの意見が出た。他の学校のことは分からないが、悩んでいる人がいるのではないか。
- ⑤（インターネット・SNS について）ネットに書き込む人は軽い気持ちでやっている人が多い。良くも悪くもいろいろなコメントがあるが、自分も軽い気持ちで受け流しながら利用している。
- ⑥（インターネット・SNS について）行き過ぎるとネットいじめにつながるので、ネットの正しい使い方を理解して生きていく必要がある。
- ⑦（インターネット・SNS について）SNS だと感情が伝わりにくいので、大事なことは口頭で伝えることが大事。

○いしかわ子どもの権利基本条例（案）

いしかわ子どもの権利基本条例を次のように制定する。

いしかわ子どもの権利基本条例

子どもは、社会の宝であり、一人一人が様々な個性や能力を有するかけがえない個人として、人々に愛され、信頼されることによって、自分に自信と誇りを持ち、夢や希望を持って安心して健やかに育つことができる。

また、児童の権利に関する条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、子どもの生命、生存及び発達に対する権利の保障並びに子どもの意見の尊重を原則としており、子どもが生まれながらに有している生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利をはじめとした子どもの権利を社会全体で保障することが求められている。

しかしながら、いじめ、児童虐待、子どもの貧困及びヤングケアラーの問題など、子どもを取り巻く状況は深刻であり、こうした困難な状況に直面しても、声を上げられずに我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。

子どもがこうした問題の被害者とならず、また、加害者や傍観者にもならないようにするためには、大人はもとより、子ども自らが、子どもの権利について意識を高め、理解を深めることが必要である。とりわけ、子どもが、子どもの権利について理解することにより、自己及び他者が共にかけがえない個人であることを認識するとともに、積極的に社会的活動に参画する意欲が高まり、新しい社会を築いていくことができるようになる。そして、大人は、子どもの声に耳を傾け、寄り添っていくことが大切である。今こそ、石川県民が協力し、子どもの権利が保障される社会を実現していかなければならない。

ここに、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに、笑顔あふれる幸せな生活を送ることができる幸福度日本一の石川県の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、子どもの権利の保障に関し、基本理念を定め、県及び

市町の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが健やかに幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 心身の発達の過程にある者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- 三 学校関係者等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設の職員その他の子どもの教育又は福祉に関連する職務に従事する者をいう。
- 四 子ども・子育て支援団体等 子どもの支援及び子育ての支援を行うことを目的とする団体及び個人をいう。

(基本理念)

第三条 子どもの権利の保障は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 子どもを含めた全ての県民が、子どもの権利について意識を高め、理解を深めることができるよう支援すること。
- 二 子どもが自らに自信と誇りを持ち、その能力を培い成長することができる環境を整備すること。
- 三 子どもが自己の権利を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重するよう支援すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町と連携し、並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び県民と協力して、子どもの権利に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町の責務)

第五条 市町は、基本理念にのっとり、国及び県と連携し、地域の実情に応じて、子どもの権利に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子どもの健やかな成長について第一義的な責任を有するとの認識の下に、県、市町その他の関係者から必要な支援を受けながら、子どもが生活のために必要な習慣を身に付けることができるようにするとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(学校関係者等の役割)

第七条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、学校、児童福祉施設等における子どもの安全を確保し、子どもが安心して学び、及び育つことができるよう努めるとともに、子どもが子どもの権利について意識を高め、理解を深め、及び意見を表明し、並びに社会的活動に参画することができるよう、必要な支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保することができるようにするとともに、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(子ども・子育て支援団体等の役割)

第九条 子ども・子育て支援団体等は、基本理念にのっとり、専門的知識及び経験を活用し、子どもの支援及び子育ての支援を推進するよう努めるとともに、国、県及び市町が実施する子どもの権利に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第十条 県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について意識を高め、理解を深めるとともに、国、県及び市町が実施する子どもの権利に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(意見表明及び社会参画の促進)

第十一条 県は、全ての子どもがその年齢及び発達に応じて意見を表明するとともに、多様な社会的活動に参画することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

(子ども等の意見の施策への反映)

第十二条 県は、子どもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子ども及び保護者その他の関係者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(広報啓発)

第十三条 県は、県民が子どもの権利について意識を高め、理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(相談体制の充実)

第十四条 県は、子どもの権利の擁護を図るため、子ども及び保護者その他の関係者からの相談に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(権利擁護)

第十五条 県は、子どもが権利侵害その他の不利益を受けた場合において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に救済を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備等)

第十六条 県は、子どもの権利に関する施策を推進するための体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

項目	第 1 回子ども政策審議会（R7.7.23）	第 2 回子ども政策審議会（R7.11.7）	備考
前文	子どもは、社会の宝であり、一人一人が様々な個性や能力を有するかけがえのない個人として、人々に愛され、信頼されることによって、自分に自信と誇りを持ち、夢や希望を持って安心して健やかに育つことができる。 また、 子どもは、生まれながらに、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利をはじめとした子どもの権利を有しており、その権利は社会全体で守られなければならない。 しかしながら、いじめ、児童虐待、子どもの貧困及びヤングケアラーの問題など、子どもを取り巻く状況は深刻であり、こうした困難な状況に直面しても、声を上げられずに我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。 子どもがこうした問題の被害者とならず、また、加害者や傍観者にもならないようにするためには、大人はもとより、子ども自らが、子どもの権利について理解を深めることが必要である。とりわけ、子どもが、子どもの権利について理解することにより、自らがかけがえのない個人であることを認識するとともに、積極的に社会参加する意欲が高まり、新しい社会を築いていくことができるようになる。 今こそ、子どもを含めた全ての石川県民が協力し、子どもの権利が守られる社会を実現していかなければならない。 ここに、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、子どもの権利が守られ、子どもが元気で、笑顔あふれる幸せな生活を送ることができる幸福度日本一の石川県の実現を目指し、この条例を制定する。	子どもは、社会の宝であり、一人一人が様々な個性や能力を有するかけがえのない個人として、人々に愛され、信頼されることによって、自分に自信と誇りを持ち、夢や希望を持って安心して健やかに育つことができる。 また、<u>児童の権利に関する条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、子どもの生命、生存及び発達に対する権利の保障並びに子どもの意見の尊重を原則としており、子どもが生まれながらに有している生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利をはじめとした子どもの権利を</u>社会全体で<u>保障することが求められている。</u> しかしながら、いじめ、児童虐待、子どもの貧困及びヤングケアラーの問題など、子どもを取り巻く状況は深刻であり、こうした困難な状況に直面しても、声を上げられずに我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。 子どもがこうした問題の被害者とならず、また、加害者や傍観者にもならないようにするためには、大人はもとより、子ども自らが、子どもの権利について<u>意識を高め、理解を深めることが必要である。とりわけ、子どもが、子どもの権利について理解することにより、自己及び他者が共にかけがえのない個人であることを認識するとともに、積極的に社会的活動に参画する意欲が高まり、新しい社会を築いていくことができるようになる。そして、大人は、子どもの声に耳を傾け、寄り添っていくことが大切である。今こそ、</u>石川県民が協力し、子どもの権利が<u>保障される社会を実現していかなければならない。</u> ここに、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、子どもの権利が保障され、子どもが<u>健やかに、</u>笑顔あふれる幸せな生活を送ることができる幸福度日本一の石川県の実現を目指し、この条例を制定する。	前回審議会でのご意見を踏まえ修文 条例内での表現統一 前回審議会でのご意見を踏まえ修文 基本理念の考え方を反映 公聴会でのご意見を踏まえて修文 前回審議会でのご意見を踏まえ修文 前回審議会でのご意見を踏まえ修文

項目	第 1 回子ども政策審議会（R7.7.23）	第 2 回子ども政策審議会（R7.11.7）	備考
目的	この条例は、子どもの権利の保障に関し、基本理念を定め、県及び市町の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び県民の役割を明らかにするとともに、 <u>県が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが健やかに幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。</u>	この条例は、子どもの権利の保障に関し、基本理念を定め、県及び市町の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び県民の役割を明らかにするとともに、 <u>県の</u> <u>施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが健やかに幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。</u>	技術的修正
定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 子ども 心身の発達の過程にある者をいう。 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。 三 学校関係者等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設の職員その他の子どもの教育又は福祉に関連する職務に従事する者をいう。 四 子ども・子育て支援団体等 子どもの支援及び子育ての支援を行うことを目的とする団体及び個人をいう。	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 子ども 心身の発達の過程にある者をいう。 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。 三 学校関係者等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設の職員その他の子どもの教育又は福祉に関連する職務に従事する者をいう。 四 子ども・子育て支援団体等 子どもの支援及び子育ての支援を行うことを目的とする団体及び個人をいう。	
基本理念	子どもの権利の保障は、 <u>子どもを含めた全ての県民が、子どもの権利について理解を深め、子どもが自らに自信と誇りを持ち、生まれながらの能力を培い成長することができる環境を整備することを基本理念として行われなければならない。</u>	子どもの権利の保障は、 <u>次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</u> <u>一 子どもを含めた全ての県民が、子どもの権利について意識を高め、理解を深めることができるよう支援すること。</u> <u>二 子どもが自らに自信と誇りを持ち、その能力を培い成長することができる環境を整備すること。</u> <u>三 子どもが自己の権利を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重するよう支援すること。</u>	技術的修正及び 県議会厚生文教委員会のご意見を踏まえ修文

項目	第 1 回子ども政策審議会（R7.7.23）	第 2 回子ども政策審議会（R7.11.7）	備考
県の責務	県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町と連携し、並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び県民と協力して、子どもの権利に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。	県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町と連携し、並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び県民と協力して、子どもの権利に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。	
市町の責務	市町は、基本理念にのっとり、国及び県と連携し、地域の実情に応じて、子どもの権利に関する施策を推進するよう努めるものとする。	市町は、基本理念にのっとり、国及び県と連携し、地域の実情に応じて、子どもの権利に関する施策を推進するよう努めるものとする。	
保護者の役割	保護者は、基本理念にのっとり、自らが子どもの <u>権利の保障</u> について第一義的な責任を有するとの認識の下に、 _____子どもが生活のために必要な習慣を身に付けることができるようにするとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。	保護者は、基本理念にのっとり、自らが子どもの <u>健やかな成長</u> について第一義的な責任を有するとの認識の下に、 <u>県、市町その他の関係者から必要な支援を受けながら、</u> 子どもが生活のために必要な習慣を身に付けることができるようにするとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。	前回審議会でのご意見を踏まえ修文
学校関係者等の役割	学校関係者等は、基本理念にのっとり、 _____子どもが子どもの権利について_____理解を深め_____ることができるよう、必要な支援に努めるものとする。	学校関係者等は、基本理念にのっとり、 <u>学校、児童福祉施設等における子どもの安全を確保し、子どもが安心して学び、及び育つことができるよう努めるとともに、子どもが子どもの権利について意識を高め、理解を深め、及び意見を表明し、並びに社会的活動に参画することができるよう、必要な支援に努めるものとする。</u>	前回審議会でのご意見を踏まえ修文
事業者の役割	事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保することができるようにするとともに、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。	事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保することができるようにするとともに、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。	
子ども・子育て支援団体等の役割	子ども・子育て支援団体等は、基本理念にのっとり、 _____子どもの支援及び子育ての支援に_____努めるとともに、国、県及び市町が実施する子どもの権利に関する施策に協力するよう努めるものとする。	子ども・子育て支援団体等は、基本理念にのっとり、 <u>専門的知識及び経験を活用し、</u> 子どもの支援及び子育ての支援を <u>推進するよう努めるとともに、</u> 国、県及び市町が実施する子どもの権利に関する施策に協力するよう努めるものとする。	他県条例等を参考に修文

項目	第 1 回子ども政策審議会（R7.7.23）	第 2 回子ども政策審議会（R7.11.7）	備考
県民の役割	県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について_____理解を深めるとともに、国、県及び市町が実施する子どもの権利に関する施策に協力するよう努めるものとする。	県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について <u>意識を高め、理解を深めるとともに</u> 、国、県及び市町が実施する子どもの権利に関する施策に協力するよう努めるものとする。	前回審議会でのご意見を踏まえ修文
意見表明及び社会参画の促進	県は、全ての子どもが <u>社会を構成する一員として</u> _____意見を表明し、及び_____社会_____参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。	県は、全ての子どもが <u>その年齢及び発達</u> の程度に応じて意見を表明するとともに、 <u>多様な社会的活動に参画</u> することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。	こども基本法の条文を参考に修文
子ども等の意見の施策への反映	県は、子どもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子ども及び保護者その他の関係者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。	県は、子どもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子ども及び保護者その他の関係者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。	
広報啓発	県は、県民が子どもの権利に関して意識を高め、理解を深めるため_____、広報その他の啓発活動を行うものとする。	県は、県民が子どもの権利について意識を高め、理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。	技術的修正
相談体制の充実	県は、子どもの権利の擁護を図るため、子ども_____からの相談に応ずるための体制の充実を図るものとする。	県は、子どもの権利の擁護を図るため、子ども <u>及び保護者その他の関係者</u> からの相談に応ずるための体制の充実を図るものとする。	前回審議会でのご意見を踏まえ修文
権利擁護	県は、子どもが権利侵害その他の不利益を受けた場合において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に救済を図るため、 <u>必要な措置を講ずるものとする。</u>	県は、子どもが権利侵害その他の不利益を受けた場合において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に救済を図るため、 <u>必要な措置を講ずるものとする。</u>	技術的修正
推進体制の整備等	県は、子どもの権利に関する施策を推進するための体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。	県は、子どもの権利に関する施策を推進するための体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。	
附則	（お示しせず）	（施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （検討） 2 県は、この条例の施行後、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	